

住所変更に伴う商業登記の変更について

町名地番の変更は、土地区画整理事業などの実施に際し、町名や地番を整理することで地番の混乱を解消するため、不可欠な作業となっております。

長久手中央土地区画整理地内においては、**令和3年11月6日（土）**から、町名地番が変更されます。

町名地番が変更されますと、その地区内の会社（法人）の本店（主たる事務所）や支店（従たる事業所）の所在地または個人の住所が変更されますので、次のようなときは、管轄の法務局に対して変更登記の申請をしていただくことになります。

このような場合手続きが必要です

◆会社の「本店」、「支店」の所在地、または会社以外の法人の「主たる事務所」、「従たる事務所」の所在地の表示が変更になったとき

◆登記されている各種法人の代表者の住所の表示が変更になったとき

（以下、「会社等」と総称し会社について説明します。）

- ・株式会社の代表取締役
- ・有限会社の取締役及び監査役
- ・合名会社または合資会社の社員、支配人を置いた営業所及び支配人の住所
- ・民法法人の理事や協同組合の代表理事

※株式会社の役員で住所が登記事項とされているのは、代表取締役等の代表権を有する方です。取締役や監査役は、住所が登記事項とされていないため、住所に変更が生じても変更の登記をする必要はありません。

しかし、有限会社は、役員の実住所に変更が生じたときには、変更の登記をしなければなりません。

※変更登記の申請をしないと、登記上の本店等の所在地や代表者の住所の表示が旧住所のままとなり、資格証明書や印鑑証明書を請求する際に支障となる場合がありますので速やかに申請してください。

会社等変更登記の期限（いつまでに）

会社等の変更登記には期限があります。**町名地番変更実施後**、以下の期間内に手続きを行ってください。

本店（主たる事務所）所在地	➡	2週間以内
支店（従たる事務所）所在地	➡	3週間以内
不動産等の名義人住所	➡	期限の定めなし

※不動産等の登記名義人住所については、売買、抵当権設定・抹消等、必要が生じたとき申請していただいても問題ありません。

登録免許税

会社等の変更登記の申請に必要な登録免許税は、市役所で発行する「**町名地番変更証明書**」を添付すれば**免除**されます。

登記手数料

支店等が本店所在地の管轄法務局の管轄区域外にあり、本・支店一括申請をするときは、**支店の所在地数1庁につき300円の収入印紙**が必要です。

収入印紙は、最寄りの郵便局及び法務局で購入することができます。

※証明書は、**令和3年11月8日(月)**以降に、11月6日(土)の時点で本市へ法人設立申告があり、閉鎖されていない法人に無料で発行します(なお、会社等の所在地の変更のための町名地番変更証明書は、住所変更対象法人(本店)あてに10部郵送します。)。申請者の免許証等本人確認できるものの提示が必要です。

証明書は次の場所で発行いたします。

◆会社等の所在地の変更のための町名地番変更証明書は

市役所税務課(0561-63-1111 内線114)

◆代表者の住所の変更のための町名地番変更証明書は

市役所市民課(0561-63-1111 内線133)

※登記上の住所と町名地番変更証明書の住所が一致しない場合には、登録免許税が免除されない場合がありますので、最寄りの法務局へご相談ください。

手続方法

1 本店(主たる事務所)の所在地の表示が変更になったとき

(1) 手続について

- ① 本店所在地の管轄法務局に申請するときは、「**会社変更登記申請書**」に本店の「**町名地番変更証明書**(市役所税務課で発行)」を添付して、本店所在地の管轄法務局へ提出してください。代理人が申請する場合は「**代理権限証書(委任状)**」が必要です。
- ② 支店等が、本店所在地の管轄法務局の管轄区域内または管轄区域外にあるときは、①の手続と同様に本店所在地の管轄法務局に申請してください。
ただし、支店等が本店所在地の管轄法務局の管轄区域外にある場合は、別途登記手数料が必要です。

(2) 手続例

【本店の住所が変更になった場合】

① 本店における手続

(支店登記がない場合または本店所在地の管轄法務局の管轄区域内に支店登記がある場合)

ア 必要書類	会社変更登記申請書 (記載例1参照)……………	1通
	本店の町名地番変更証明書 ……………	1通
	(支店の町名地番変更証明書) ……………	1通)

	代理権限証書（委任状） （代理人が申請する場合）・・1通
イ 申請人	代表取締役（取締役）
ウ 登記期限	町名地番変更実施後 2週間以内
エ 提出先	名古屋法務局

② 本店所在地の管轄法務局の管轄区域外に支店があるときの本店支店における手続

ア 必要書類	会社変更登記申請書 （記載例2参照）……………1通 本店の町名地番変更証明書 ……………1通 （支店の町名地番変更証明書 ……………1通） 代理権限証書（委任状） （代理人が申請する場合）・・1通
イ 申請人	代表取締役（取締役）
ウ 登記期限	町名地番変更実施後 2週間以内
エ 提出先	名古屋法務局
オ 登記手数料	支店の所在地数1庁につき300円（収入印紙）

※本店・支店とも今回の町名地番変更区域内または管轄区域外にあるときは、同一の会社変更登記申請書で申請できます。このときの町名地番変更証明書は、本店・支店分それぞれ添付してください。

※本店及び支店の登記を本店所在地で一括申請した場合は、支店における手続は必要ありません。

※本店・支店とも同一の法務局の管轄内にあり、本店のみ今回の町名地番変更区域内にあるときは、その支店における手続は必要ありません。

2 支店（従たる事務所）の所在地の表示が変更になったとき

(1) 手続について

「**会社変更登記申請書**」に、支店の「**町名地番変更証明書**（市役所税務課で発行）」を添付して本店所在地の管轄法務局へ提出してください。

※本店・支店とも同一法務局の管轄内にあり、支店のみ今回の町名地番変更区域内にあるときは、その支店の変更事項のみ申請します。

(2) 手続例

【支店の住所が変更になった場合】

① 本店における手続

ア 必要書類	会社変更登記申請書 （記載例3参照）……………1通 支店の町名地番変更証明書 ……………1通 代理権限証書（委任状） （代理人が申請する場合）・・1通
イ 申請人	代表取締役（取締役）
ウ 登記期限	町名地番変更実施後 2週間以内
エ 提出先	本店所在地の管轄法務局（支局・出張所）

② 他市町村にも支店があるときの本店における手続等

ア 必要書類	会社変更登記申請書 （記載例4参照）……………1通 支店の町名地番変更証明書 ……………1通 代理権限証書（委任状） （代理人が申請する場合）…1通
イ 申請人	代表取締役（取締役）
ウ 登記期限	町名地番変更実施後 3週間以内
エ 提出先	本店所在地の管轄法務局（支局・出張所）
オ 登記手数料	支店の所在地数1庁につき300円（収入印紙）

※本店及び支店の登記を本店所在地で一括申請した場合は、支店における手続は必要ありません。

3 代表者の住所の表示が変更になったとき

(1) 手続について

本店所在地の管轄法務局に申請するときは、「**会社変更登記申請書**」に代表者の「**町名地番変更証明書**（市役所市民課で発行）」を添付して、本店所在地の管轄法務局へ提出してください。代理人が申請する場合は、「**代理権限証明（委任状）**」が必要です。

(2) 手続例

【代表者の住所が変更になった場合】

本店における手続

ア 必要書類	会社変更登記申請書 （記載例1参照）……………1通 代表者の町名地番変更証明書 ^⑩ ……………1通
--------	---

⑩住所の変更手続を行う代表者が複数いる場合は、各々の代表者の町名地番変更証明書が必要です。

	代理権限証書（委任状） （代理人が申請する場合）…1通
イ 申請人	代表取締役（取締役）
ウ 登記期限	町名地番変更実施後 2週間以内
エ 提出先	本店所在地の管轄法務局（支局・出張所）

法人所有の不動産等の名義人住所の変更について

会社等の本店の所在地の表示が変更になったときで、その会社等が土地建物等の不動産を所有しているときおよび不動産に関するその他の権利（抵当権等）を所有しているときは変更登記が必要です。

法人登記に関する問い合わせは

名古屋法務局 法人登記部門

電話 052-952-8111（代表）

(記載例 1 ～ 5 の登記申請書記載上の注意)

◆登記申請について

- ① 登記申請は、原則として、当事者またはその代理人が法務局に申請してください。
申請書には、会社の代表者が法務局に提出してある印鑑を押印してください。代理人によって申請する場合には、代理人が押印してください。申請書が 2 枚以上にわたるときは、申請書に押印した人が各ページの綴り目に契印（割印）してください。
- ② 申請書は A 4 の用紙に記載し、他の添付書類と共に左綴じにして提出してください。紙質は長期間保存できる丈夫なもの（上質紙等）にしてください。
- ③ 文字は、直接パソコン（ワープロ）を使用し入力するか、インク、黒色ボールペン等で、はっきりと書いてください。鉛筆は、使用できません。
- ④ 郵送による申請も可能です。申請書を郵送する場合は、申請書を入れた封筒の表面に「商業登記申請書類在中」と記載の上、返信用封筒及び切手（簡易書留等郵便料金分）を同封のうえ、簡易書留郵便により送付してください。

◆役員住所変更の登記について

株式会社の役員で住所が登記事項とされているのは、代表取締役等の代表権を有するものです。取締役や監査役については、住所が登記事項とされていないため、住所に変更が生じても変更の登記をする必要はありません。

有限会社にあつては、役員住所に変更が生じた場合には、その変更を登記しなければなりません。

◆書式の解説（別紙）

- （注 1）商業登記に記載されている本店所在地を記載してください。
- （注 2）証明書に記載されている変更理由並びに、変更登記事項を記載してください。住所変更登記を行う代表取締役（有限会社は役員）が 2 人以上の場合は、氏名も記載してください。
- （注 3）町名地番変更の年月日及び証明書の住所（町名地番変更実施後の住所）を省略せずに記入してください。
- （注 4）市役所の発行する「町名地番変更証明書」を添付する場合、登録免許税は免除されます
- （注 5）支店所在地数 1 庁について 3 0 0 円の収入印紙が必要です。
- （注 6）通数は、会社+該当取締役（有限会社は役員）の数を記入し、添付してください。
- （注 7）代理人に登記申請を委任した場合のみ必要です。
- （注 8）本店所在地^{*}、商号、代表取締役（有限会社は役員）の住所^{*}、代表取締役（有限会社は役員）の氏名を記載してください。本店所在地及び住所は、愛知県から記載してください。
※町名地番変更区域内の場合は、町名地番変更後の所在地、住所を記載してください。
- （注 9）代表取締役（有限会社は役員）の印鑑は、法務局に提出した印鑑を押印してください。
- （注 10）代理人が申請する場合にのみ記載し、代理人の印鑑を押印してください。この場合、代表取締役（有限会社は役員）の押印は不要です。

登記印紙貼付台紙



(注) 割印をしないで貼ってください。

契
印

- (注) 1 登記申請書（登記印紙貼付台紙を含む。）は、各ページを契印してください。
2 契印には、申請書に押印した印鑑と同一の印鑑を使用してください。

登記印紙貼付台紙



(注) 割印をしないで貼ってください。

契
印

- (注) 1 登記申請書（登記印紙貼付台紙を含む。）は、各ページを契印してください。
2 契印には、申請書に押印した印鑑と同一の印鑑を使用してください。

(記載例5)

記載例1～記載例4の登記申請書で代理人が申請する場合の委任状の例。

① (捨印)
委 任 状

私は、(住所) _____ (氏名) _____

に下記のことを委任します。

記

令和3年11月6日土地区画整理に伴う町名及び地番の変更実施にかかる

{ 代表者の住所変更
本店 (主たる事務所) ・支店 (従たる事務所) の所在変更 } 登記 (変更後の住所

長久手市 _____) を管轄法務局へ代理して申請すること及び

補正のための取り下げに関する一切の権限。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(住 所) _____

(会 社 名) _____

(氏 名) _____ ①



法務局に届出している印を押印してください。

※これは記載例です。下線が引かれている部分を申請内容に応じて書き直してください。